

## < 2 > 工業用水使用合理化の相談・指導機関

工業用水の使用合理化を実施しようとする事業所のため、次の機関において相談・技術指導を行っていますのでご利用ください。

	名 称	所 在 地	電 話 番 号	
愛知県	産業労働部産業立地通商課	〒460-8501 名古屋市中区三の丸 3-1-2	052-954-6342	
	あいち産業科学技術総合センター	〒470-0356 豊田市八草町秋合 1267-1	0561-76-8301	
	産業技術センター	産業技術センター	〒448-0013 刈谷市恩田町 1-157-1	0566-24-1841
		常滑窯業技術センター	〒479-0021 常滑市大曾町 4-50	0569-35-5151
		同 三河窯業試験場	〒447-0861 碧南市六軒町 2-15	0566-41-0410
		瀬戸窯業技術センター	〒489-0965 瀬戸市南山口町 537	0561-21-2116
		食品工業技術センター	〒451-0083 名古屋市中区新福寺町 2-1-1	052-521-9316
		尾張繊維技術センター	〒491-0931 一宮市大和町馬引字宮浦 35	0586-45-7871
三河繊維技術センター		〒443-0013 蒲郡市大塚町伊賀久保 109	0533-59-7146	
(公財)あいち産業振興機構	〒450-0002 名古屋市中村区名駅 4-4-38 ウインクあいち 14 階	052-715-3067		
団 体	(一財)造水促進センター 技術部	〒103-0003 東京都中央区日本橋横山町 4-5 福田ビル4階	03-5644-7565	
	(公社)日本技術士会 中部本部	〒450-0002 名古屋市中村区名駅 5-4-14 花車ビル北館 6 階	052-571-7801	

## < 3 > 工業用水道事業の概要

工業用水道は、工業用水道事業法に基づいて、工業用水道事業者が、その給水区域における需要者に供給するものです。工業用水道は上水道に比べるとその処理過程は簡単ですが、できるだけ良質の水が、供給できるよう努力が払われています。

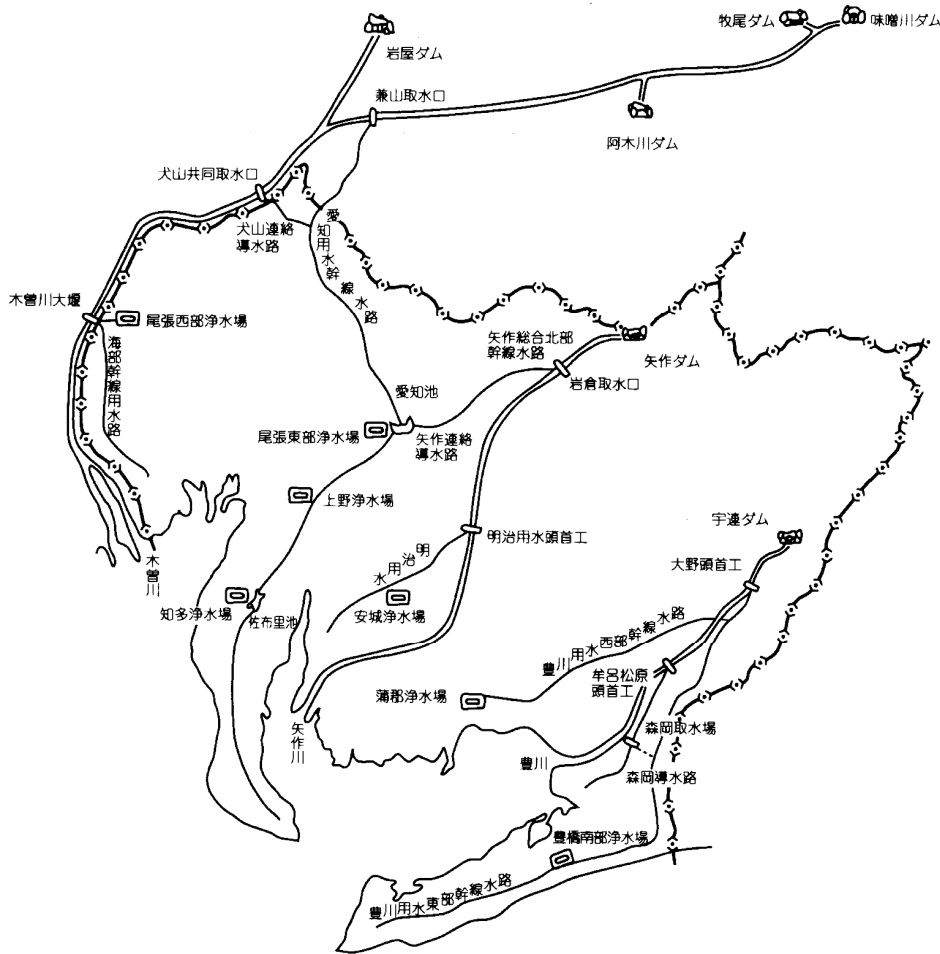
事業名	基本料金 (円/㎡)	給水能力 (千㎡/日)	給水区域	
県 営	尾張	30	290	一宮市、津島市、江南市、稲沢市、愛西市、清須市(旧清洲町の区域)、 弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村【8市2町1村】
	愛知用水	29.5	845.6	名古屋市(港区及び南区の一部)、豊田市(H17.3.31における豊田市の 区域)、東海市、知多市、大府市、みよし市、阿久比町、東浦町 【6市2町】
	西三河	32	300	岡崎市の一部、半田市、碧南市、刈谷市、豊田市(H17.3.31における 豊田市の区域)、安城市、西尾市(H23.3.31における西尾市及び 旧吉良町の区域)、高浜市、みよし市、東浦町、武豊町、幸田町 【9市3町】
	東三河	32	118	豊橋市、蒲郡市、田原市(旧田原町の区域)、豊川市(旧御津町の区域) 【4市】
	小 計	—	1,553.6	計25市、6町、1村(内2市、1町は重複区域)
市 営	名古屋市	25.5	97	名古屋市(中村区、熱田区、〔北区、西区、瑞穂区、中川区、港区、南区〕 の一部)、大治町の一部
	新城市	36	3.5	新城市
合 計	—	1,654.1		

ただし、料金には消費税、地方消費税が加算されます。

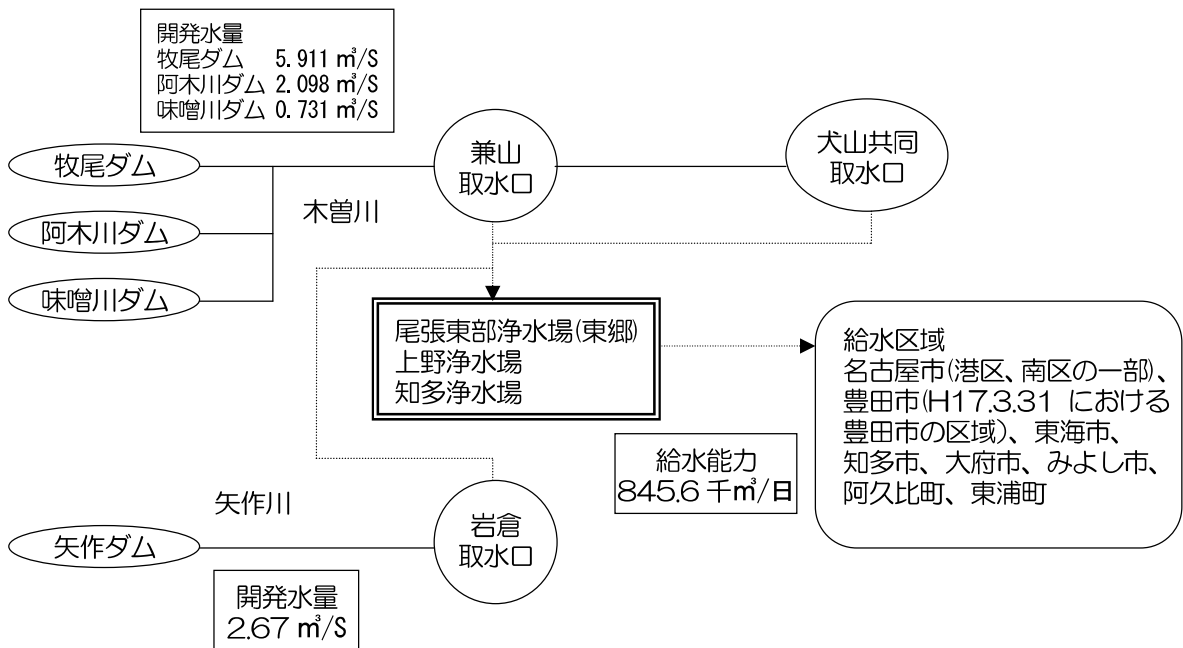
< 工業用水についての担当窓口一覧 >

事業別	名 称	所 在 地	電 話 番 号
県営工業用水道事業共通	企業庁水道部水道事業課	〒460-8501	052-954-6685
	工水維持グループ	名古屋市中区三の丸 3-1-2	
名古屋市工業用水道事業	名古屋市上下水道局技術本部 施設部施設管理課	〒460-0012 名古屋市中区千代田 1-1-12	052-269-9903
新城市工業用水道事業	新城市建设部水道課	〒441-1392 新城市字東入船 6-1	0536-23-7645

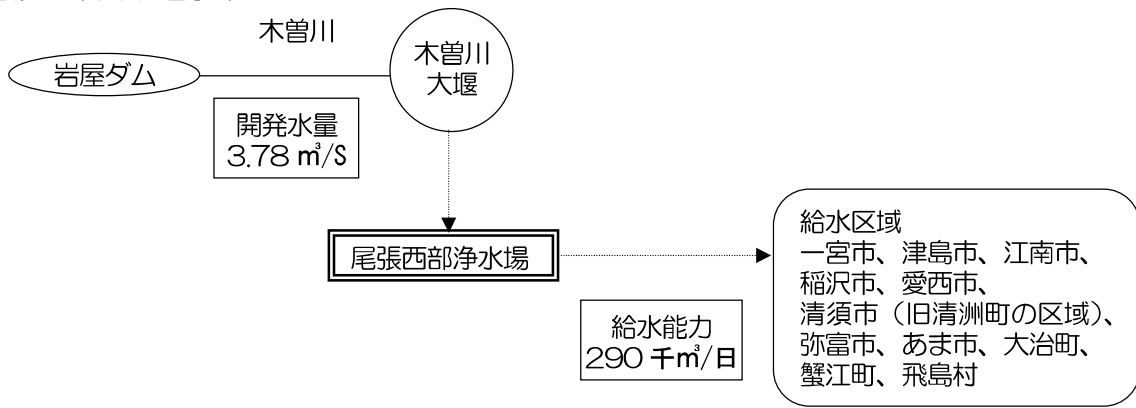
# 参考1 県営工業用水道事業別水利系統図



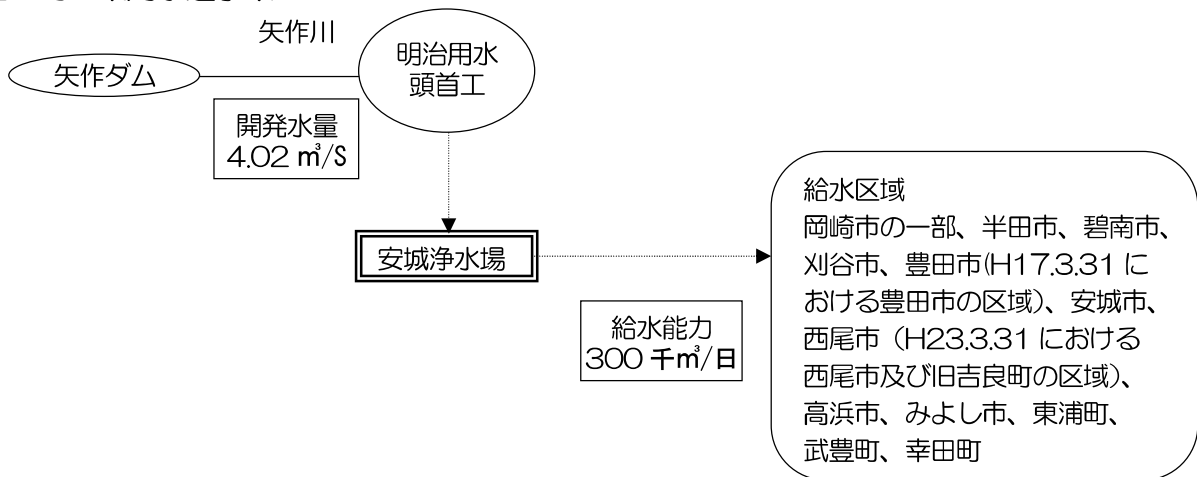
## 愛知用水工業用水道事業



### 尾張工業用水道事業



### 西三河工業用水道事業



### 東三河工業用水道事業

